

※入札公告を必ず確認してください。(海老名市ホームページに掲載しています)

## 入札案件概要書 (一般委託)

契約番号 : 7655

件名	海老名市食の創造館(既存棟及び別館)汚泥収集運搬及び処分業務委託(単価契約)	
履行場所	海老名市中新田四丁目12番2号(海老名市食の創造館)ほか1か所	
期間	令和7年6月26日～令和8年3月31日	
契約の内容等	別紙仕様書等のおとり ○入札は総額(税抜)の比較で行います。	
予定価格	1,997,160円(税込)	1,815,600円(税抜)
最低制限価格	有り(開札後算定型) 詳細は海老名市最低制限価格等取扱基準及び入札説明書等を参照してください。	
落札候補者の入札金額が、調査基準価格(50%)未満の場合 ※ただし、予定価格(税込)100万円以下の案件は除く。	<b>契約締結にあたっての制限等</b> ○前払金額の制限 契約金額の15%以内(海老名市契約規則により、前払金が適用となる場合に限ります。)※前払金の上限金額は5,000万円以下 ○業務主任者及び管理技術者の他案件(本市入札案件)との兼任不可 <b>契約保証</b> 契約金額の30%以上に相当する次のいずれかの手続きが必要です。 ※現金納付及び実績による免除はありません。 (ア)金融機関又は保証事業会社の保証 (イ)公共工事履行保証証券による保証(履行ボンド) (ウ)履行保証保険契約の締結(定額てん補)	
入札方法等	条件付一般競争入札(電子入札)	
質疑 (仕様等に関する事項)	所定の書式により、FAXで受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。	

参加条件	営業種目	410 廃棄物処理の請負	
	発注区分 区分の詳細は入札公告で確認してください。	第4区分	第1・第2区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
	その他の要件	○令和2年4月1日以降に、国又は地方公共団体が発注した汚泥収集運搬及び処分業務の履行実績を有すること。 ○産業廃棄物収集運搬業許可(汚泥)及び産業廃棄物処分業許可(汚泥)を受けていること。(神奈川県内のもの) ○管理技術者として、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了したものを配置すること。	
	落札数制限	なし	
配置技術者について	本案件に配置する技術者等は、同じ開札日の他の案件に配置できません。		
事前提出書類 (システム添付)	参加資格確認申請時にファイルを添付してください。 <u>ファイルは一つにまとめてください。</u> (本概要書添付の調書を使用、次の書類を併せて提出) ○「履行実績・許認可等調書」 ・履行実績を確認できる書類(契約書の写し等) ・産業廃棄物収集運搬業許可(汚泥)及び産業廃棄物処分業許可(汚泥)を確認できる書類の写し(神奈川県内のもの)		

	<p>○「配置技術者等の資格・実績等調書」          ・管理技術者の資格及び3ヵ月以上の雇用を確認できる書類（雇用確認の書類は、原則として健康保険被保険者証の写し）  <b>※健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号及び保険者番号（3箇所）にマスキング(黒塗り)をして提出してください。</b></p>
<p>落札候補者が 提出する書類 (FAX046-232-6574)</p>	<p>開札後、落札候補者は次の書類をFAXで提出してください。          （落札候補者決定の翌開庁日午前10時まで。詳細は開札後FAXで通知します。）          ○入札金額内訳書（本概要書添付の内訳書を使用してください。）          ○委託業務主任者等選任届 及び 資格等 及び3ヵ月以上の雇用を確認できる書類（雇用確認の書類は、原則として健康保険被保険者証の写し）</p>

## 仕様書

### 1 件名

海老名市食の創造館（既存棟及び別館）汚泥収集運搬及び処分業務委託（単価契約）

### 2 履行場所

- (1) 海老名市中新田四丁目12番2号（海老名市食の創造館）
- (2) 海老名市中新田四丁目12番3号（海老名市食の創造館別館）

### 3 履行期間

令和7年6月26日から令和8年3月31日まで

### 4 業務目的

海老名市食の創造館及び海老名市食の創造館別館では、調理過程、機器類等の洗浄過程において食材に含まれる油脂類や鍋、釜等で使用した油等の汚泥（産業廃棄物）が排出され、敷地内に設置されている厨房除害設備、グリストラップ槽等に付着し沈殿する。

本業務は、給食施設の衛生状態を良好に保持するため、厨房除害設備、グリストラップ槽等汚泥の収集運搬及び処分を適正に行うことを目的とする。

なお、本業務履行に際しては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、その他関係法令等を遵守することとする。

### 5 履行に当たっての許可等の要件

- (1) 履行場所から中間処分場までの産業廃棄物収集運搬業許可（汚泥）（神奈川県内）
- (2) 中間処分場の産業廃棄物処分業許可（汚泥）（神奈川県内又は政令市）
- (3) 酸素欠乏硫化水素危険作業主任者の資格を有していること。

### 6 産業廃棄物業務計画書の提出

次の内容が記載された業務計画書を提出すること。なお、内容に変更があった場合も同様とする。

- ・業務概要
- ・現場組織図
- ・実施工程表
- ・施工方法
- ・安全対策（酸素欠乏対策については、必ず記載すること。）
- ・緊急保安、連絡体制
- ・業務計画に基づき実施される業務に係るすべての許可証等の写し
- ・最終処分場までの収集運搬業務に係る産業廃棄物収集運搬業許可証等の写し  
（最終処分場までの収集運搬業者が受託者と異なる場合、その収集運搬許可証と契約書等の写し）

- ・神奈川県内の中間処分場の産業廃棄物処分業許可証等の写し（汚泥）
- ・最終処分場の産業廃棄物処分業許可証等の写し（中間処分が発生した廃棄物に対応しているもの）
- ・最終処分業者と受託者との契約書等の写し

## 7 業務内容

厨房除害設備等の槽内に沈殿している汚泥を槽内から直接、引き抜き、最終処分場までの運搬及び処分業務とする。

業務実施内容	想定数量（1回当たり）
汚泥引き抜き、収集運搬業務 （厨房除害設備、グリストラップ槽等）	一式
汚泥処分業務	6.5 m <sup>3</sup> 食の創造館 …3.5 m <sup>3</sup> 食の創造館別館…3.0 m <sup>3</sup>

## 8 実施時期（予定）

業務の実施時期は、海老名市食の創造館及び海老名市食の創造館別館ともに8月、12月及び3月の給食停止期間中を予定し、実施日時は委託者と受託者双方協議の上、決定するものとする。また、業務可能実施時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

## 9 業務等詳細

業務を実施するに当たり、あらかじめ当該厨房除害設備の保守点検委託業者から、設備に係る注意事項等を確認し、支障のないよう実施するとともに収集終了後についても、正常に稼働するよう原状回復すること。

- （1） 食の創造館では、厨房除害設備原水槽、調整槽及びグリストラップ槽から、食の創造館別館では、スクリーン槽及び原水槽から汚泥を引き抜く。
- （2） 槽内の清掃に当たり、取り残しのないよう高圧洗浄機等を使用して壁面等の清掃を行う。その際に発生したスラッジ等及び汚水はすべて汲み取る。
- （3） 作業車使用時の路面養生は不要とする。使用するホースの長さは、20m程度の想定とする（別途図面参照）
- （4） 洗浄に使用する水道水の支給は不可とする。
- （5） 壁面を含む槽全体の異常箇所等を発見したときは、速やかに委託者へ報告する。
- （6） ホース等で汚した地面は、業務終了後に汚れをふき取るなどの措置を講じること。
- （7） 業務実施に際しては、落下や酸素欠乏等による事故が発生しないよう、受託者の責任において安全確保に必要な対策を講じること。
- （8） 業務に伴い発生した汚泥（産業廃棄物）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正に運搬及び処分を行い、業務完了後は廃棄物処理票（マニフェ

スト)を法に定めた期日以内に提出する。

- (9) 受託者は、業務終了後に写真、履行場所(施設)ごとのマニフェスト等を添えた報告書を作成し、遅滞なく委託者に提出する。
- (10) マニフェストの購入費用は、受託者の負担とする。
- (11) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、中間処分場から最終処分場まで運搬及び処分は適正に実施されることとする。
- (12) 受託者は、最終処分確認後、廃棄物処理票(E票)を法に定めた期日以内に委託者に提出する。

#### 10 委託料の支払い等

委託者は、業務の完了及び報告書の受領をもって、受託者に当該業務1回ごとに支払うものとし、受託者からの請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

なお、1回ごとの請求は海老名市食の創造館分及び海老名市食の創造館別館分を合算してもよいが、請求書にて施設別の数量を明記するものとする。

#### 11 その他

- (1) 給食施設における業務であることを勘案し、業務時における衛生管理に十分注意すること。
- (2) 本契約は、海老名環境マネジメントシステムに基づき、特に次の事項に配慮すること。
  - ア 排出される廃棄物は適正に処理する。
  - イ 清掃等業務に用いる機器等については、騒音、振動等の抑制に努める。
  - ウ 清掃等業務実施時に必要とする車両は、環境に配慮した車両の使用に努める。
  - エ 清掃等業務時に排出される汚水については、水質汚濁及び土壌汚染を起こさないように適正な処理を行う。
  - オ 業務実施時に電力を使用する際は、節電に努める。
- (3) 業務の遂行上において疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方で協議し、速やかに解決を図ること。

## 特記事項

### 1 法の遵守

委託者及び受託者は、収集、運搬及び処分業務の遂行に当たって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、その他関係法令を遵守するものとする。

### 2 委託内容

受託者の事業範囲は次のとおりであり、受託者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを委託者に提出し本契約書に添付する。なお許可事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を委託者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを委託者に提出し、本契約書に添付する。

#### (1) 収集運搬に関する事業範囲

##### ア 積込場所

- ・許可都道府県・政令市：許可証（写）参照
- ・許可の有効期限：同上
- ・事業区分：同上
- ・産業廃棄物の種類：同上
- ・許可の条件：同上
- ・許可番号：同上

##### イ 荷下ろし場所

- ・許可都道府県・政令市：許可証（写）参照
- ・許可の有効期限：同上
- ・事業区分：同上
- ・産業廃棄物の種類：同上
- ・許可の条件：同上
- ・許可番号：同上

#### (2) 処分に関する事業範囲

- ・許可都道府県・政令市：許可証（写）参照
- ・許可の有効期限：同上
- ・事業区分：同上
- ・産業廃棄物の種類：同上
- ・許可の条件：同上
- ・許可番号：同上

(3) 委託する産業廃棄物の種類

委託者が、受託者に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量は、次のとおりとする。

- ・種類：汚泥
- ・数量：6.5 m<sup>3</sup>（1回当たり）

(4) 積替保管

受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

(5) 処分の場所、方法及び処理能力

受託者は、委託者から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

- ・事業場の名称：許可証（写）参照
- ・所在地：同上
- ・処分の方法：同上
- ・施設の処理能力：同上

(6) 最終処分の場所、方法及び処理能力

委託者から、受託者に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

- ・最終処分先の番号：別紙最終処分場（予定）許可証（写）参照
- ・事業場の名称：同上
- ・所在地：同上
- ・処分方法：同上
- ・施設の処理能力：同上

### 3 適正処分に必要な情報の提供

(1) 委託者が受託者に処分を委託する産業廃棄物は、次のとおりとする。

- ・産業廃棄物の発生工程：厨房除害設備スクリーン槽、原水槽、調整槽及びグリストラップ槽内に沈殿する汚泥
- ・産業廃棄物の性状及び荷姿：液状・バラ
- ・腐敗、揮発等性状の変化に関する事項：性状の変化なし
- ・混合等により生ずる支障：支障なし
- ・その他取扱の注意事項：流出させない

(2) 委託者は、委託契約期間中、適正な処分及び事故防止並びに処分費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受託者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、受託者の業務及び処分方法に支障が生ずるおそれがある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃

棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、委託者は受託者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議の上、定めることとする。

- (3) 委託者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受託者は委託物の引取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を委託者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

#### 4 損害により必要が生じた経費の負担

委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）により必要が生じた経費は、受託者の負担とする。ただし、その損害の発生に委託者の責めに帰すべき理由がある場合は、その過失の範囲内で委託者が負担するものとし、その額は委託者及び受託者協議して定める。

ただし、この定めに関わらず、委託者が管理する物件において第三者に損害が発生した場合には、委託者は、第三者に対し、直接損害賠償の責に任ずるものとし、受託者の責に帰すべき事由のあるときは、受託者はその補償として客観的に承認された賠償額証明に基づき、委託者に支払うものとする。

#### 5 委託業務終了報告

受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し委託者に提出する。ただし、業務終了報告書は、マニフェストD票又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

#### 6 業務の一時停止

受託者はやむを得ない事由があるときは、委託者の了解を得て一時業務を停止することができる。この場合には、受託者は委託者にその事由を説明し、かつ、委託者における影響が最小限となるよう努力する。

#### 7 内容の変更

委託者又は受託者は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において契約単価又は契約期間を変更するとき若しくは予定数量に大幅な変動が生ずるときは、委託者と受託者で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。上記3の(2)の場合も同様とする。

## 8 契約解除時における処理

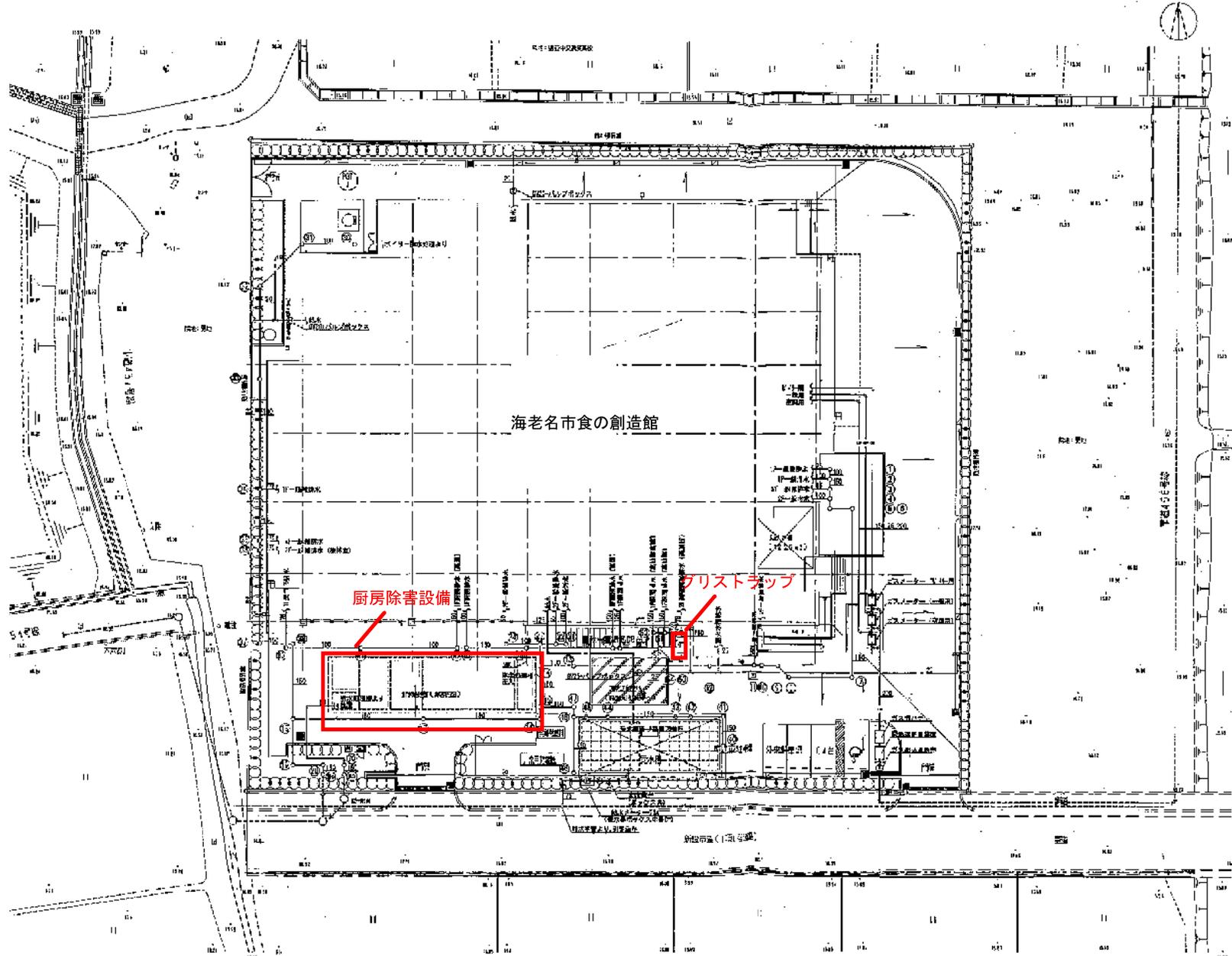
委託者又は受託者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて委託者から引渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受託者又は委託者は、次の措置を講じなければならない。

### (1) 受託者の義務違反により委託者が解除した場合

受託者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行する又は委託者の承諾を得た上で許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

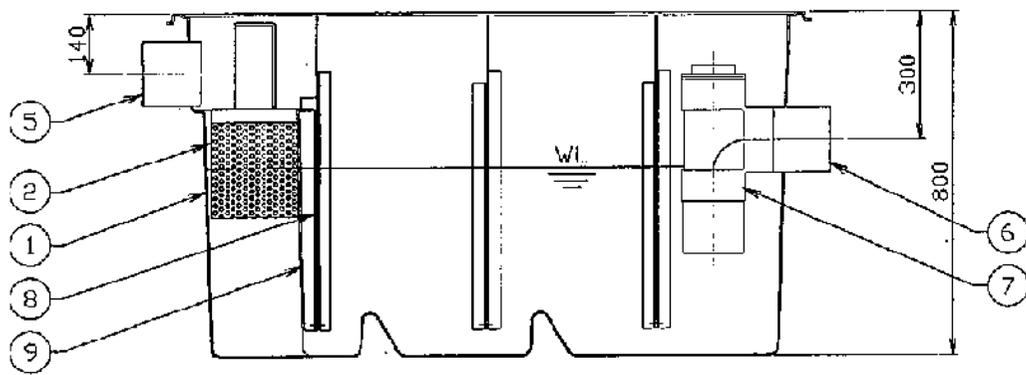
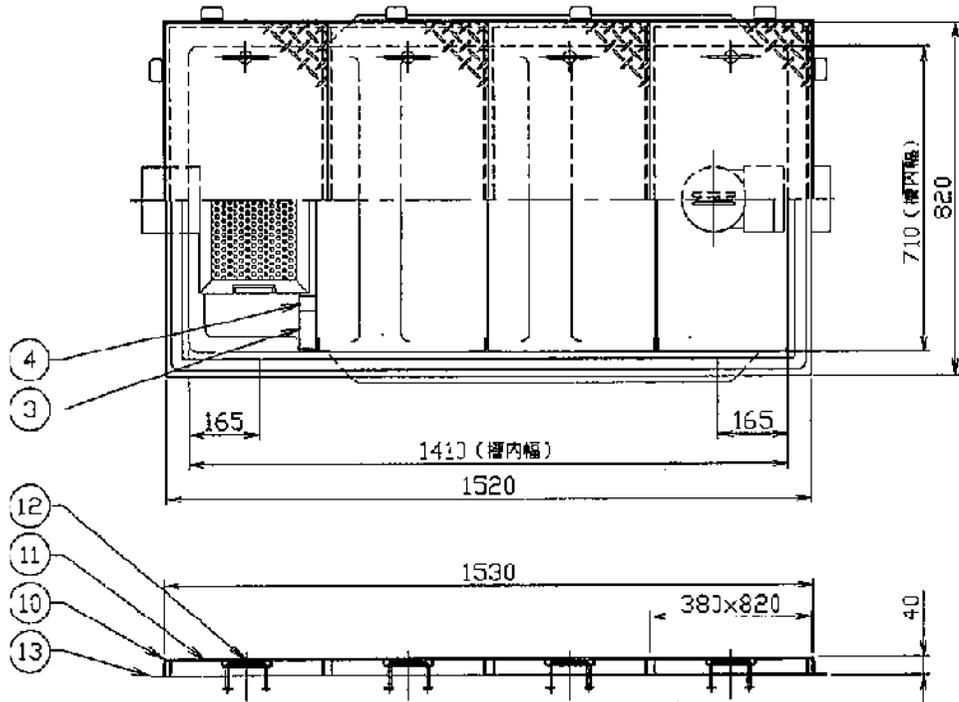
### (2) 委託者の義務違反により受託者が解除した場合

受託者は委託者に対し、委託者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受託者の基にある未処理の産業廃棄物を、委託者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求又は受託者の費用負担をもって委託者方に運搬した上、委託者に対し当該運搬の費用を請求することができる。





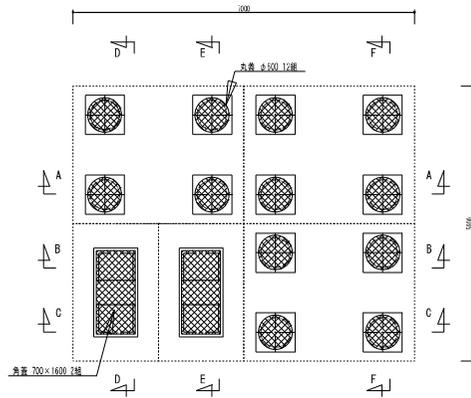
# グリストラップ



呼称容量: 380 (L)  
 実容量: 360 (L)  
 許容流入流量: 285 (L/min)  
 標準阻集グリース量: 89.8 (Kg)  
 本体質量: 51 (Kg)  
 貯留量: 0 (Kg)  
 総質量: 53 (Kg)

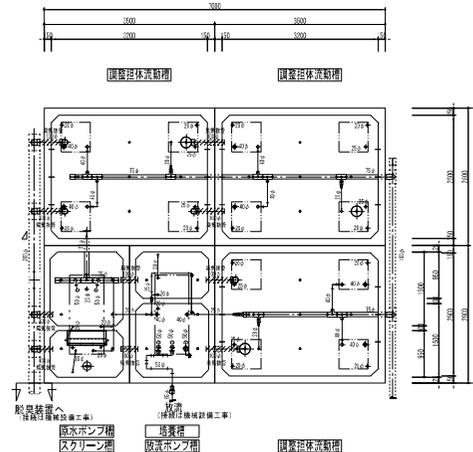
13	フック	12	SS400	L30x30x3
12	マンホール取手	8	SUS304	φ9
11	マンホール管 (人荷重用)	4	SS400	t4.5
10	受仕枠	1組	SUS304	L40x40x3
9	ガイド	3組	FRP	L35x30x3
8	可動仕切板	3	FRP	t3
7	トラップ管	1	PVC	125A
6	流出ロケット	1	PVC	125A
5	流入ロケット	1	PVC	125A
4	バスケット止め	2	FRP	L35x30x3
3	バスケット受け	1	FRP	L35x30x3
2	バスケット (パンチング)	1	SUS304	t0.8-φ4
1	本体	1	FRP	t3以上
品番 No.	部品名称 PARTS NAME	個数 QTY	材質 MATERIAL	備考 NOTE

名称: グリース阻集器 (パイプ式)  
 型番: HGR-380P

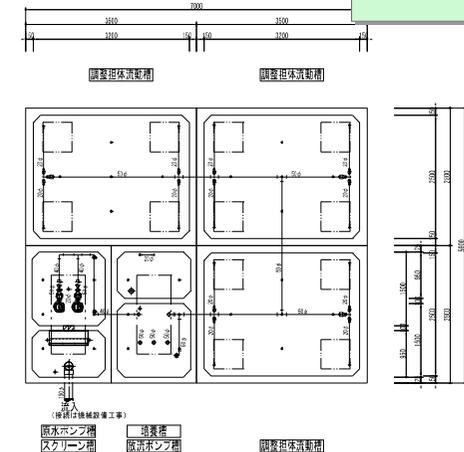


頂板開口部図 1/50

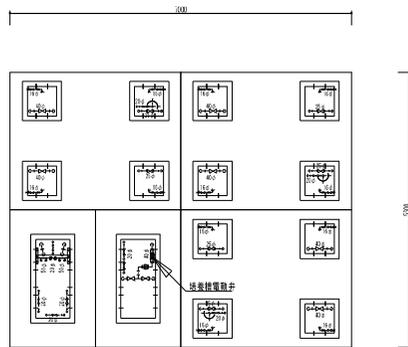
※ 開口部は全てボルトロック式とする。  
 ※ 本館標準機材は「1000」とする。  
 ※ 角量・先量・括弧量・高さ



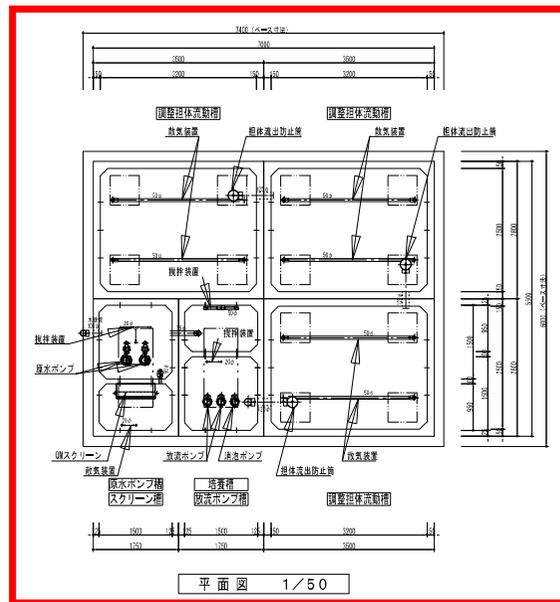
スラブ平面図 1/50  
(エア配管)



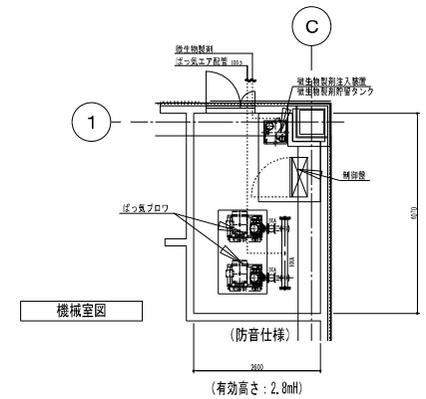
スラブ下平面図 1/50  
(消泡ポンプ配管)



エア配管図 1/50

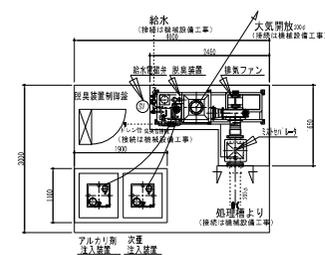


平面図 1/50



機械室図

(有効高さ：2.8m)



脱臭装置設備スペース図  
(屋上設置)

## 契約金額内訳書

件名	海老名市食の創造館（既存棟及び別館）汚泥収集運搬及び処分業務委託（単価契約）
----	--

	予定数量	単位	単価 (税抜)
①海老名市食の創造館			
汚泥引抜収集運搬業務 ・原水槽 ・流量調整槽（2槽） ・グリストラップ槽 ・各種車両費 ・その他諸経費	3	回	円
汚泥処分業務	10.5	m <sup>3</sup>	円
②海老名市食の創造館別館			
汚泥引抜収集運搬業務 ・スクリーン槽 ・原水槽 ・各種車両費 ・その他諸経費	3	回	円
汚泥処分業務	9	m <sup>3</sup>	円

## 入札金額内訳書（落札候補者提出用）

海老名市長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者食氏名

件 名	海老名市食の創造館（既存棟及び別館）汚泥収集運搬及び処分業務委託（単価契約）
-----	--

	予定数量	単位	単価 (税抜)	計
①海老名市食の創造館				
汚泥引抜収集運搬業務 ・原水槽 ・流量調整槽（2槽） ・グリストラップ槽 ・各種車両費 ・その他諸経費	3	回	円	円
汚泥処分業務	10.5	m <sup>3</sup>	円	円
②海老名市食の創造館別館				
汚泥引抜収集運搬業務 ・スクリーン槽 ・原水槽 ・各種車両費 ・その他諸経費	3	回	円	円
汚泥処分業務	9	m <sup>3</sup>	円	円
			計	円
			消費税	円
			合計	円

- (注) 1. 金額は、消費税及び地方消費税を除いた額を記入して下さい。  
2. 金額を訂正したものは、無効とします。

# 履行実績・許認可等調書

認定番号 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

入札案件名	( 契約番号 )
履行実績・許認可等の要件※入札案件概要書 その他の要件等から転記	

## 1. 許認可・資格等の概要

(入札参加条件として、許認可・資格・認証等を指定していない場合は記入不要)

許認可等名称	許認可等機関	添付書類
		枚
		枚
		枚

## 2. 履行実績の概要

(入札参加条件として、履行実績を指定していない場合は記入不要)

契約件名		
発注者		
契約金額		
履行期間		
業務内容ほか		
添付書類	<input type="checkbox"/> 契約書の写し	枚
※入札案件概要書で指定する書類のほか、添付する書類を記載	<input type="checkbox"/>	枚
	<input type="checkbox"/>	枚

※入札案件概要書に記載する条件に該当する参加条件を、案件ごとに記載してください。

※許認可・資格・認証・実績等の記載内容を証明できる書類の写しを添付すること。

※添付書類は、上記記載の順に次ページ以降に添付してください。

※条件に該当する箇所を、明示してください。(コメントの付加、マーカー表示など)

担当者様 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

## 配置技術者等の資格・実績等調書

認定番号 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

※同一開札日の案件において、配置技術者等の要件が同じで、同じ技術者で申請する場合は、技術者の添付書類は、最初の案件に1部添付で可とします。

※原則配置技術者の変更はできません。

入札案件名	( 契約番号 )
配置技術者等の要件 ※入札案件概要書からその他の要件の内容を転記	

氏名	
資格等名称・番号等	
資格等発行機関	
雇用年月日	年 月 日
当該業務の経験年数	
従事実績の概要 ※参加条件として実績を指定していない場合は <u>記入不要</u>	
契約件名	
発注者	
契約金額	
履行期間	
業務内容ほか	
添付書類	<input type="checkbox"/> 資格等を確認できる書類 (必須)
<small>※入札案件概要書で指定する書類のほか、添付する書類を記載</small>	<input type="checkbox"/> 恒常的・継続的な雇用の確認できる書類 (必須) <small>(原則として、健康保険被保険者証の写し)</small>
	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>
※添付書類は、上記記載の順に次ページ以降に添付してください。	

担当者様 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_